

令和5年度事業計画

(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

I. 活動の基本方針

法人会は、「税のオピニオンリーダー」として、また「国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」として、税務当局及び関係団体との協調・連携を図り、公益法人としての自覚のもと、「税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業」、「地域企業の健全な発展に資する事業及び地域社会への貢献を目的とする事業」に積極的に取り組んで参ります。

また、会員増強への取り組みについては、役員の皆様の協力を仰ぐとともに公益財団法人全国法人連合会（全法連）による退会防止策を組み入れるとともに、全法連、一般社団法人岩手県法人会連合会と連携を図りながら会の拡大及び事務局強化のため健全な運営に努めていきます。

II. 主な事業計画

1. 公益関係

(1) 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業 [公1]

① 税知識の普及を目的とする活動 [公1-1]

税制・税務に関する研修会、講演会等の開催。

- ・法人決算申告説明会
- ・税務研修会
- ・年末調整説明会
- ・租税教室
- ・企業の税務コンプライアンス向上のための「自主点検チェックシート」の普及促進（各種説明会時）。
- ・ホームページ及び全法連季刊誌等による税の情報発信

② 納税意識の高揚を目的とする事業（租税教育活動） [公1-2]

- ・新成人への税の広報活動
- ・「税を考える週間」イベント
- ・イベント型税金クイズ
- ・税に関する絵はがきコンクール

③ 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業 [公1-3]

- ・税制改正への提言にむけ会員アンケートの実施
- ・「税制改正提言事項」の自治体、議会への要望活動
- ・全法連全国大会「群馬県大会」への参加
- ・全国青年の集い（山形）及び全国女性フォーラム（愛媛）への参加

(2) 地域企業の健全な発展に資する事業及び地域社会への貢献を目的とする事業 [公2]

① 地域企業の健全な発展に資する事業（経営支援事業）

- ・経営セミナー
- ・中小企業会計啓発普及セミナー
- ・会員会議講演会（青年部会）
- ・経営に関する資料の配付
- ・図書の斡旋、配付

② 地域社会への貢献を目的とする事業（社会貢献活動）

- ・復興支援イベントの開催
- ・管内社会福祉施設等に対する備品の寄贈
- ・絆交流事業

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告する。

4 前項の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求することができる。

5 前項の規定による請求の日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が寄せられない場合は、直接理事会を招集することができる。

(役員任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。

3 理事又は監事については、再任を妨げない。

4 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

5 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。